

(仮称) 青森市障がい者総合プラン（骨子案）への委員からの意見について

No	項目	ページ	ご意見の内容（抜粋）	市の考え方	状況
1	【第2部第2章】 地域生活支援の充実 施策2 人材の育成と確保 （1）相談支援専門員等の育成・確保	50	障がいのあるかたがどのような生活を望んでいるのか、そのニーズに応じて障害福祉サービスを提供していくためには、それらを担う人材の確保と育成が必要である。	本プラン第2章「地域生活支援の充実」の施策2「人材の育成と確保」において、将来にわたって安定的に障害福祉サービス等を提供するための福祉人材の確保や、基幹相談支援センター及び委託相談支援事業所が中心となり、ケース検討会等の機会を設けることで、相談支援専門員の専門性を高め、育成等に努めます。	反映
2	【第2部第2章】 地域生活支援の充実 施策3 地域生活支援サービスの充実 （2）地域における生活支援機能の充実	54	重症心身障がい児・者の地域移行は困難であり、親亡きあとは施設に入所することが現実的である。親亡きあとのこと、特に施設の必要性について明記してもらいたい。	本プラン第2章の施策3「地域生活支援サービスの充実」において、親亡きあとを見据えた地域生活支援拠点の充実等の取組を記載しました。 また、施設の確保について第7期青森市障がい福祉計画においても記載しています。	反映
3	【第2部第2章】 地域生活支援の充実	52～55	障がいのあるかたの社会参加・参画について、生活の充実という観点から、第3章の「教育の充実及び自立した生活の支援」だけではなく、第2章の「地域生活支援の充実」においても、自分らしい生き方についての記載を明記してもらいたい。	本プラン第3章のほか、第2章の施策3「地域生活支援サービスの充実」においても、障がいのあるかたが希望する暮らしを実現するための主な取組として「地域での生活を支援する障害福祉サービス等の提供」、「障がいの特性やニーズに応じた移動支援」を記載しました。	反映
4	【第2部第3章】 教育の充実及び自立した生活の支援 施策1 教育・保育におけるインクルーシブの推進	59、60	教育の充実に関連し、障がいの状態やニーズに応じた教育・保育の推進が掲げられているが、軽度発達障がい子どもたちは通常学級に在籍している子が多いため、普通学級の教職員の理解度が重要となる。特別支援学級だけではなく、普通学級の教職員に対しても障がいへの理解を深める研修などを実施してもらいたい。	本プラン第3章において、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続を図るための情報交換会を開催し、障がいの特性への理解を深める（59ページ）ほか、保育所や小・中学校を療育に携わる事業者が訪問し、保育士や教職員等へ専門的な支援・助言・提案等を行う事業（60ページ）を実施するなど、教職員に対しても理解啓発を深める取組を記載しました。	反映
5	【第2部第3章】 教育の充実及び自立した生活の支援 施策4 スポーツ・文化芸術活動への参加促進 （2）文化芸術活動への参加促進	69～71	障害者文化芸術推進法に関する記載がないため、明記してもらいたい。	本プラン第3章の施策4「スポーツ・文化芸術活動への参加促進」において、「文化芸術活動への参加促進」を主な取組として改めて整理し記載しました。 また、「スポーツ活動への参加促進」もあわせて、主な取組として整理しました。	反映
6	【第2部第5章】 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実		ねぶた祭りに関する紹介施設等においても、字幕や手話通訳、手話動画などの情報保障があれば、聴覚に障がいのあるかたもより楽しめる。情報バリアフリーの考え方から、誰でも楽しめる体制整備は重要であるため、明記してもらいたい。	障がいのあるかたにとっての社会的なバリアを取り除くために必要な対応については、国において障害者差別解消法を改正し、事業者による合理的配慮の提供を義務化したところです。 本プランは、本市が実施する主な施策について記載していることから、各事業者が個別の判断により行う障がいのあるかたへの対応について、本プランに記載していませんが、「ねぶたの家ワ・ラッセ」における、字幕や手話通訳、手話動画などの要望について相手方に伝えるとともに、今後も合理的配慮にかかる相談は障がい者支援課において随時受け付けてまいります。	反映困難